

令和7年度 安中市浄化槽設置事業費補助金制度について

安中市では今後も公共下水道等の整備予定がなく、浄化槽で汚水処理をおこなう区域について、既設の単独処理浄化槽を撤去若しくは雨水貯留槽に再利用、又はし尿くみ取り槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する個人を対象に補助金を交付します。

1 補助金額

単独処理浄化槽からの転換設置について

表1 既設の単独処理浄化槽を撤去または再利用する場合

人槽区分	設置費補助金	宅内配管補助金	撤去費補助金	合計(限度額)
5人槽	332,000円	300,000円 (限度額)	(撤去の場合)※1	752,000円
6～7人槽	414,000円		120,000円	834,000円
8～10人槽	548,000円		(限度額)	968,000円

※1 既設の単独処理浄化槽を再利用する場合の補助限度額は9万円となります。

し尿くみ取り槽からの転換設置について

表2 既設のし尿くみ取り槽を撤去する場合

人槽区分	設置費補助金	宅内配管補助金	撤去費補助金	合計(限度額)
5人槽	332,000円	300,000円 (限度額)	90,000円 (限度額)	722,000円
6～7人槽	414,000円			804,000円
8～10人槽	548,000円			938,000円

撤去不能扱いについて

表3 申請地の既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽の撤去工事が物理的に困難な状態にあり、撤去又は再利用できないことがやむを得ないと認められる場合

人槽区分	設置費補助金	宅内配管補助金	合計(限度額)
5人槽	200,000円	300,000円 (限度額)	500,000円
6～7人槽	260,000円		560,000円
8～10人槽	350,000円		650,000円

2 浄化槽の人槽について

浄化槽の人槽は、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」に基づき算定します。ただし、住宅の延べ床面積のみで決定されるものではありません。

上水道使用量や住宅を使用する人数など、今後の使用予定に対して新たに設置する合併処理浄化槽が過大過少にならないよう、現地の使用実態を事前に把握し、群馬県高崎土木事務所と事前に協議を行い、人槽を決定してください。

3 補助金額の詳細

浄化槽設置費について

新たに設置する合併処理浄化槽の人槽に応じた補助金を交付します。

宅内配管補助金について

合併処理浄化槽に転換設置を行う際、住宅(申請者が住居として使用する建物)の家屋外(家屋外壁より外側)の宅内配管工事(母屋から浄化槽までの流入管及び住宅の敷地に隣接する側溝までの放流管、ますの設置費用)に対し、30万円を限度額として補助金を交付します。

宅内配管工事の費用が限度額の30万円を上回る場合は、宅内配管補助金の金額は30万円(限度額と同額)となります。

費用が限度額の30万円を下回る場合は、宅内配管補助金の金額は宅内配管工事の費用と同額(千円未満は切り捨て)となります。

工事の内容(居住の実態、住宅工事の内容、実施する宅内配管工事の内容等)によって宅内配管補助金の対象とならない場合があります。

工事の内容について予め市担当課と協議を行い、補助金の対象となるか確認を行ってください。

撤去費補助金について

合併処理浄化槽に転換設置を行う際、既設の単独処理浄化槽(限度額12万円)若しくはし尿くみ取り槽(限度額 9 万円)の撤去工事の費用、又は既設の単独処理浄化槽を雨水貯留槽に再利用する工事の費用(限度額 9 万円)に対し、補助金を交付します。

撤去(再利用)工事の費用が限度額を上回る場合は、撤去費補助金の金額は限度額と同額となります。

費用が限度額を下回る場合は、撤去費補助金の金額は撤去(再利用)工事の費用と同額(千円未満は切り捨て)となります。

既設撤去不能について

既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽の撤去工事が物理的に困難な状態にあり、撤去又は再利用できないことがやむを得ないと市担当課が認めた場合に限り、転換設置の代わりに既設撤去不能として補助金を交付します。

既設撤去不能で補助金を申請する場合、撤去費補助金の対象となりません。

撤去又は再利用できないことがやむを得ないと市担当課が認めない単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽を故意に撤去又は再利用しない場合、設置費補助金、宅内配管補助金及び撤去費補助金の全てについて補助金の対象となりません。

4 補助対象となる条件

下記のすべての条件を満たす場合に補助金の対象となります。

- (1) 申請地（浄化槽を設置する場所）が主に居住を目的とした住宅（専用住宅）又は住宅部分の面積が1/2以上ある小規模店舗等を併設した住宅であること。
- (2) 申請地（浄化槽を設置する場所）が安中市公共下水道の事業計画（認可）区域、供用開始区域及び秋間みのりが丘以外の地域であること。
- (3) 設置する合併処理浄化槽が、10人槽以下の環境配慮型の合併処理浄化槽であること。
- (4) 申請者の住民基本台帳の記録が申請地と異なる場合、原則として補助金交付申請書を提出した年度内に申請者自身の住民基本台帳の記録を申請地に移すこと。
申請手続きを代理している方は、申請年度内に住民基本台帳の記録を申請地に移す旨を申請者本人に必ず伝えてください。
- (5) 住宅を借りている者（賃借人）による申請の場合は、賃貸人の承諾が得られていること。
- (6) 2名以上の共有名義の住宅における申請の場合は、他の所有者の承諾を得られていること。
なお、共有名義の住宅において補助金を申請する場合は、申請者を1名とすること。
- (7) 安中市が実施する他の補助金制度と本補助金制度で、同一の工事内容に対し重複して補助金を申請していないこと。

5 建替えに伴う転換について

申請者の占有する既存住宅を取り壊し、同一敷地内に建替えを行う際、下記のすべての条件を満たす場合に補助金の対象となります。

- (1) 上記「4 補助対象となる条件」をすべて満たし、既設の単独処理浄化槽を撤去若しくは雨水貯留槽に再利用、又はし尿くみ取り槽を撤去して合併処理浄化槽を設置すること。
- (2) 原則として、申請時点で既存建物が存在すること。
申請時点で既存建物が存在しない場合は、申請時点から起算して、過去1年以内に取り壊された物件は補助対象とみなします。
なお、いずれの場合も申請者側が撮影した写真等で、申請時点から起算して、過去1年以内に住宅が存在していたことの証明及び、実績報告で求める撤去状況を証する書類（写真一式等）を申請書に添付。
- (3) 原則として既存建物を取り壊す前に、下水道課窓口での事前相談を行い、市職員による現地確認を受けること。
ただし、「5 建替えに伴う転換について」（2）の条件を満たす場合はこの限りではありません。
- (4) 申請年度内に既存住宅を取り壊し、建替えを完了すること。

6 補助対象とならない条件

下記の条件のいずれかに該当する場合、「4 補助対象となる条件」を満たす場合であっても補助金の対象となりません。

- (1) 単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽からの転換設置を伴わない住宅の新築を行う場合
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定される確認の申請、又は浄化槽法第5条第1項に規定される設置の届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する場合
- (3) 申請者個人の名義で（2）に規定される申請（届出）及び補助金の申請が行われない場合
- (4) 申請者自身が申請地を継続的に使用すると認められない場合
別荘、社宅、販売又は賃貸などを目的とした、申請者自身が住民基本台帳の記録を移して継続的に使用しない建物に工事を実施する場合は補助金の対象となりません。
- (5) 浄化槽工事及び申請者自身の住民基本台帳の記録の移動を完了し、申請地の使用を開始することが見込まれない場合
- (6) 申請地に単独処理浄化槽またはし尿くみ取り槽が存在することが確認できず、単独処理浄化槽またはし尿くみ取り槽から合併処理浄化槽に転換設置を行うものと認められない場合
- (7) 転換設置に際し合併処理浄化槽に接続又は設備の廃止を行うべき排水設備等について、故意に合併処理浄化槽への接続又は設備の廃止を行わない場合
- (8) 申請者の市（区町村）税に未納がある場合
- (9) 浄化槽設置工事に関する現行の関係法令及び排水設備施工基準を遵守していない場合

条件に違反した場合、補助金の交付を取り消す場合があります。

補助金の交付が取り消された際、既に補助金が交付されている場合は、補助金を返還していただきます。

7 申請書類

(1) 共通書類

- ☐ア 補助金交付申請書(様式第1号)※浄化槽設置工事内訳書も併せて提出
- ☐イ 公共事業に係る補償を受けていないことの誓約書
- ☐ウ 当市が実施している補助制度において、浄化槽設置工事又は宅内配管工事に係る補助金と補助対象箇所が重複する他の補助制度を申請していない旨の誓約書
- ☐エ 転換撤去等の確認書
- ☐オ 市職員が敷地内に検査で立ち入ることの同意書
- ☐カ 市(区町村)税に未納のないことの証明書(申請時の住所で申請日より3か月以内に発行したもの)
- ☐キ 浄化槽設置届出書の写し(審査機関を経過したもの)
又は、浄化槽仕様書及び建築確認通知書の写し(確認済証、確認申請書の第一面から第五面)
- ☐ク 環境保全に関する誓約書の写し
- ☐ケ 登録証の写し(全国浄化槽推進市町村協議会)
- ☐コ 登録浄化槽管理表(C票)
- ☐サ ブロワ仕様書(消費電力のわかるもの)
- ☐シ 保証登録証(市町村用)
- ☐ス 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習修了証の写し
又は、浄化槽設備士免状(昭和63年以降に取得したものに限り)の写し
- ☐セ 設置場所(申請地)の案内図
- ☐ソ 浄化槽等設置工事請負契約書の写し
又は、かし担保に関する誓約書の写し
- ☐タ 見積書(下記の①及び②並びに③について、補助金の対象となる事業費の総額がわかるものに限る)
 - ①浄化槽設置工事費用(合併処理浄化槽本体の金額がわかるもの)
 - ②既設の単独処理浄化槽の撤去工事の費用若しくは雨水貯留槽への再利用工事の費用
又は、し尿くみ取り槽の撤去工事の費用
 - ③宅内配管工事費用(配管とますの単価及び使用数量がわかるもの)
- ☐チ 宅内配管工事に関する図面(下記の①及び②がわかるものに限る)
 - ①建物の配置図および平面図
(既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽の位置を記載すること)
 - ②合併処理浄化槽の設置場所及び宅内配管工事の経路(配管の長さ及びますの位置がわかるもの)

(2) 追加書類

- ☐ツ 浄化槽工事業者等変更報告書(浄化槽仕様書の内容に変更があった場合)
- ☐テ 賃貸人の承諾書(専用住宅を借りている場合)※賃貸人の身分証明書の写しを添付すること。
- ☐ト 移転確約書(申請者の現住所と申請地が異なる場合)
- ☐ナ 委任状(申請を業者に代行させる場合)
- ☐ニ 仕様書(基礎コンクリートにプレキャストコンクリート板(PC板)を使用する場合)
※構造計算書、製品図面、使用材料証明などがわかる書類を提出すること。
- ☐ヌ 既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽の撤去又は再利用できない状況がわかる写真
(既設撤去不能で補助金を申請する場合)
- ☐ネ その他、市長が必要と認める書類

8 申請受付期間

令和7年4月1日(火)から令和8年1月30日(金)まで(※締め切り日厳守)

- (1) 工事の着工前に申請すること。
- (2) 郵送や代理人による提出も可能。郵送の場合は受付期間内必着で郵送すること。
- (3) 書類に不備があった場合は、全て揃った日が受付日となる。
- (4) 申請受付期間内であっても、予算額に達した時点で受付を終了とする。
- (5) 申請後に工事中止等の理由で申請を取り下げの場合には、そのことがわかり次第、速やかに下水道課へ連絡すること。

9 中間検査

浄化槽が申請場所に搬入されてから据付するまでの期間に、中間検査を実施します。

中間検査を受検しなかった場合、補助金を交付できません。

中間検査は基礎コンクリートの配筋時(コンクリートの打設前)、又はPC板の据付前に実施します。

余裕をもって市担当課に検査を予約してください。

日程などは調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

検査可能時間 午前9:00～11:30、午後1:30～4:30
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

現地で下記の内容について確認を行います。

- (1) 浄化槽設置予定地の工事状況
 - 基礎工事の状況
 - 基礎コンクリートの配筋状況(PC板を使用する場合はPC板の搬入状況)
- (2) 合併処理浄化槽本体
- (3) 既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽の撤去状況
 - 中間検査の時点で撤去されていない場合は、今後の撤去の予定
- (4) 宅内配管工事の状況
 - 宅内配管の経路、ますの設置場所と個数、放流先
- (5) 浄化槽設備土の立ち合い状況

その他、写真の撮影状況や今後の工事予定等を確認する場合があります。

10 実績報告

工事完了後、実績報告書を提出してください。

提出期限 浄化槽工事の完了後30日以内または
令和8年2月20日（金）まで（※締め切り日厳守）

単独処理浄化槽から転換を行った場合は(1)及び(2)、し尿くみ取り槽から転換を行った場合は(1)及び(3)を提出してください。

(1)共通書類

- ☐ア 実績報告書(様式第5号)※浄化槽設置工事内訳書も併せて提出
但し、補助金申請書に添付の見積書と事業実績額が同額となる場合、内訳書の提出は不要。
- ☐イ 補助金交付請求書(様式第6号)
- ☐ウ 工事写真(8ページから9ページ「工事写真の撮り方」を参照)
- ☐エ 工事施工チェックリスト
- ☐オ 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
又は、これを証明する書類
※浄化槽法第11条の検査手数料が記載されているもの
- ☐カ 浄化槽法第7条の検査申込書の写し(案内図貼付)
- ☐キ 浄化槽設置工事費用等に関する請求書又は領収書の写し
※浄化槽設置工事、宅内配管工事、既設の単独処理浄化槽の撤去(雨水貯留槽への再利用)工事
又はし尿くみ取り槽の撤去工事それぞれについて、請求金額の総額がわかるものを提出。
- ☐ク 宅内配管工事の竣工図(下記の①及び②が記載されたものを提出すること)
 - ①新設した宅内配管の経路と長さ
 - ②ますの設置場所(接続した排水設備を記載すること)
- ☐ケ 補助金振込先の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義カナがわかるもの)

(2)単独処理浄化槽から転換設置を行った場合

- ☐コ 浄化槽使用廃止届出書の写し(環境森林事務所の受付印があるもの)
- ☐サ その他、市長が必要と認める書類

(3)し尿くみ取り槽から転換設置を行った場合

- ☐シ し尿くみ取り領収書の写し
- ☐ス その他、市長が必要と認める書類

11 問い合わせ先

安中市役所 下水道課 庶務係

連絡先:027-382-1111(内線 3135)

12 工事写真の撮り方

下記の事項に注意して撮影してください。

- (1) 申請地で工事用黒板等を使用すること。工事用黒板等の記載内容(申請地番、申請者名、施工業者名及び工事状況等)がわかるように撮影すること。
- (2) 工事の状況がわかるように撮影すること。工程ごとに必要に応じて複数枚の撮影をすること。
(工事状況の全景、スケール等の目盛りの拡大など)
- (3) 深さや寸法(長さ・幅・厚さ)について、スケール等の目盛りを読み取ることができるように撮影すること。
- (4) 写真の撮影忘れ、不鮮明(手振れ、逆光など)に注意して撮影すること。

必ず提出する写真

ア・イ

申請内容に応じて提出する写真

ウ・エ・オから該当するもの

ア 浄化槽設置工事の写真

- ☐ 着工前(浄化槽の設置場所及び浄化槽設備士の顔、並びに標識看板が判別できるように撮影)
- ☐ 床掘工(深さがわかるように撮影)
- ☐ 基礎砕石転圧(転圧の状況、砕石の厚さがわかるように撮影)
- ☐ 捨てコンクリート打設状況(捨てコンクリートの厚さがわかるように撮影)
- ☐ 基礎コンクリート配筋状況(鉄筋の間隔がわかるように撮影)
- ☐ 基礎コンクリート打設状況(基礎コンクリートの寸法がわかるように撮影)

} ※

※PC 板を使用する場合は、下記の状況を撮影すること。

- ☐ PC 板の搬入状況(スケール等で寸法がわかるようにしたもの)
- ☐ PC 板に記載された寸法
- ☐ PC 板の据付状況
- ☐ 浄化槽本体(浄化槽の型式がわかるように撮影)
- ☐ 浄化槽の据付状況
- ☐ 水平の確認(水準器を使用し水平を確認している状況を撮影)
- ☐ 水張り状況
- ☐ 埋戻し状況
- ☐ 水締め状況
- ☐ 突き固め状況
- ☐ 上部スラブコンクリート配筋状況(鉄筋の間隔がわかるように撮影)
- ☐ 上部スラブコンクリート打設状況(スラブコンクリートの寸法がわかるように撮影)
- ☐ マンホール蓋の嵩上げ状況(嵩上げがない場合も撮影すること)
- ☐ 完成
- ☐ ブロワ設置状況
- ☐ ブロワ消費電力表示部分

イ 宅内配管工事の写真

宅内配管補助金の対象となる箇所全てについて撮影すること。

☐ 着工前

流入側・放流側両方の工事場所について、宅内配管工事を行う前の状況(全景)を撮影。

☐ 宅内配管工事の状況

宅内配管工事を行っている様子を撮影。

工事用黒板等に「台所」「1階トイレ」「検査桝」のように、ますを設置した場所を記載すること。

☐ 放流先への接続状況

☐ 完成写真

流入側、放流側両方の工事場所について、宅内配管工事を完了した状況(全景)を撮影。

工事用黒板等に撮影した場所を記載し、ますを設置した場所及び個数がわかるように撮影すること。

完成写真と竣工図で宅内配管の経路に相違ないことがわかるようにすること。

ウ 既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽の撤去写真(撤去の場合)

☐ 撤去前(既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽の埋設状況)

☐ 上部スラブコンクリートの解体状況

☐ 撤去状況

☐ 基礎コンクリートの解体状況

☐ 撤去後の状況(撤去完了後の様子がわかるように撮影)

☐ 撤去物(撤去した単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽、並びにコンクリート殻等を撮影)

☐ 撤去物の積み込み状況(撤去物を積載した運搬車両の登録ナンバー、産業廃棄物収集運搬業者の会社名及び許可番号等の車体表示がわかるように撮影)

(積み込まれた撤去物が、当該撤去工事により発生した撤去物であることがわかるように撮影すること)

☐ 搬出状況(撤去物の処分場への搬入及び荷下ろし状況を撮影)

エ 既設の単独処理浄化槽を改造する場合(雨水貯留槽に再利用する場合)

☐ 着工前

☐ 清掃状況

☐ 不要部の撤去状況

☐ 撤去物の積み込み状況(撤去物を積載した運搬車両の登録ナンバー、産業廃棄物収集運搬業者の会社名及び許可番号等の車体表示がわかるように撮影)

☐ 貯留槽への管渠接続状況

☐ ポンプ・蛇口の取り付け状況

☐ 完成写真(貯留槽に改造後の写真)

オ 既設の浄化槽等が撤去又は再利用できない場合(既設撤去不能の場合)

☐ 既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽の埋設状況がわかる写真

☐ 既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽が撤去又は再利用できない状況がわかる写真

☐ 事業完了後の既設の単独処理浄化槽又はし尿くみ取り槽の状況がわかる写真